



食安発 1 1 2 6 第 1 号

平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



食品中の放射性物質の基準に係る経過措置の終了に伴う取扱いについて

食品中の放射性物質の基準値については、平成 24 年厚生労働省令第 31 号、厚生労働省告示第 129 号及び第 130 号（以下「省令等」という。）により、暫定規制値に替わる新たな基準値が定められ、本年 4 月 1 日より施行されています。

これに伴い、流通に混乱が起きないように準備期間が必要な食品（以下「経過措置品目」という。）については、省令等により経過措置が設けられ、経過措置期間中においては、暫定規制値が適用されることとしました。

この度、経過措置品目である大豆及びこれらを原材料として製造され、加工され、又は輸入される食品（ただし、平成 24 年 12 月 31 日までに製造され、加工され、又は輸入された食品を除く。）について、平成 24 年 12 月 31 日をもって経過措置期間が終了し、平成 25 年 1 月 1 日以降は、新たな基準値が適用されることとなるので、新たな基準値を超過する食品が流通することがないように、貴管下関係業者等に対して、再度周知徹底を図るなど特段の対応をお願いします。